

2024年2月2日 全17頁

バーゼルⅢ最終化による自己資本比率への影響の試算

標準的手法採用行では、自己資本比率が1%pt程度低下する可能性

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- バーゼルⅢ最終化に伴う見直しは、内部モデルを用いない国内基準行には原則として2025年3月31日から適用される予定であり、各行は準備を進めている状況と考えられる。
- バーゼルⅢ最終化に伴う見直しは、2023年3月31日から早期適用することも可能である。早期適用した銀行のデータを基に見直しによる標準的手法採用行への影響を試算したところ、貸貸用不動産向けエクスポージャーや延滞エクスポージャー等の信用リスク・アセットが増加し、自己資本比率の分母が増加するため、自己資本比率が1%pt程度低下する可能性がある。

1. はじめに

自己資本比率規制について、多くの銀行はバーゼルⅢ最終化に伴う見直しが2025年3月31日から適用される予定であり、各行は準備を進めている状況と考えられる。

ただ、一部の銀行はバーゼルⅢ最終化に伴う見直しを2023年3月31日から早期適用している。そこで、本稿では、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行等の110行¹（以下、対象行）のうち早期適用を行った、信用リスクの標準的手法を採用する国内基準行（5行）について、信用リスクに関する見直しによる影響を簡易的に試算し、2025年3月31日から適用する銀行への参考としたい。

2. 早期適用の状況

バーゼルⅢ最終化に伴う見直しは、原則として、国際統一基準行又は内部モデル（内部格付手法等）を用いる国内基準行については2024年3月31日から、内部モデルを用いない国内基

¹ 全国銀行協会が「[銀行別諸比率表（2022年度）](#)」で各種係数を取りまとめている、都市銀行5行、地方銀行62行、第二地方銀行協会加盟銀行37行、信託銀行4行及びSBI新生銀行、あおぞら銀行。いわゆるネット銀行など、この110行に含まれていない銀行は本稿の分析の対象には含めていない。

準行については2025年3月31日から、それぞれ適用される。ただし、いずれも2023年3月31日から早期適用することも可能である。

対象行について、国際統一基準行と国内基準行の別、及び信用リスク・アセットの算出手法で分類したのが図表1である。このうち、赤字で記載しているものが早期適用行である²。

図表1 対象行の内訳

		信用リスク・アセット算出手法				
		先進的内部格付手法	基礎的内部格付手法	標準的手法		
国際行	大手 みずほ 三菱UFJ 三井住友 信託 三菱UFJ信託 みずほ信託 三井住友信託	地銀 群馬 千葉 横浜 八十二 静岡 滋賀 中国 山口	伊予	地銀 名古屋		
	大手 りそな 埼玉りそな 福岡	大手 SBI新生 地銀 武蔵野 関西みらい 北洋 みなと 足利 常陽 百五 京都 池田泉州 紀陽 山陰合同 広島 西日本シティ 北九州 もみじ	大手 あおぞら 信託 野村信託	地銀 北海道 青森 みちのく 秋田 北都 荘内 山形 岩手 東北 七十七 東邦 筑波 千葉興業 きらぼし 第四北越 山梨中央 北陸 富山 北國 福井	スルガ 清水 大垣共立 十六 三十三 南都 但馬 鳥取 阿波 百十四 四国 筑邦 佐賀 十八親和 肥後 大分 宮崎 鹿児島 琉球 沖縄	きらやか 北日本 仙台 福島 大東 東和 栃木 京葉 東日本 東京スター 神奈川 大光 長野 富山第一 福邦 静岡中央 愛知 中京 島根 トマト
国内行						

(出所) 全国銀行協会「銀行別諸比率表(2022年度)」及び金融庁「令和5年3月31日よりバーゼルⅢ最終化を適用する金融機関」(2023年3月31日)を基に大和総研作成

対象行のうち早期適用行における、2023年3月31日時点の(総)自己資本比率³(単体)とその前年度比は図表2の通りである。内部格付手法採用行の場合、概ね1%pt~3%pt(総)自己資本比率が前年度比で上昇している⁴のに対し、標準的手法採用行の場合、前年度比で上昇しているものも低下しているものもあり、ばらつきがある。

² 早期適用を行った金融機関(本稿分析対象外の銀行や、銀行以外を含む)のリストについて、金融庁「令和5年3月31日よりバーゼルⅢ最終化を適用する金融機関」(2023年3月31日)参照。

³ 国際統一基準行の場合、総自己資本比率を指し、国内基準行の場合、自己資本比率を指す。

⁴ 自己資本比率上昇の背景として、信用リスク・アセットを1.06倍する措置(スケールリング・ファクター)の廃止や、(基礎的内部格付手法に関して)事業法人向けエクスポージャーのデフォルト時損失率(LGD)の引き下げ等が考えられる。拙稿「信用リスク・アセットの算出手法の見直し(確定版)」(2022年7月4日付大和総研レポート)参照。

図表 2 対象行のうち早期適用行の（総）自己資本比率（単体、2023年3月31日時点）
◆国際統一基準行（総自己資本比率）

		2023年3月期	対前年度比			2023年3月期	対前年度比
基礎的的内部格 付手法	山口銀行	16.22%	1.63%pt	基礎的的内部格 付手法	横浜銀行	15.45%	2.63%pt
	滋賀銀行	15.52%	0.68%pt		群馬銀行	13.23%	1.47%pt
	静岡銀行	15.50%	1.17%pt				

◆国内基準行（自己資本比率）

		2023年3月期	対前年度比			2023年3月期	対前年度比
先進的的内部格 付手法	福岡銀行	10.07%	0.94%pt	基礎的的内部格 付手法	もみじ銀行	11.46%	1.33%pt
	常陽銀行	14.39%	2.71%pt		池田泉州銀行	11.41%	2.55%pt
基礎的的内部格 付手法	北九州銀行	13.97%	3.48%pt	標準的手法	広島銀行	10.78%	1.07%pt
	京都銀行	12.97%	1.38%pt		七十七銀行	10.96%	0.95%pt
	西日本シティ銀行	12.49%	3.04%pt		長崎銀行	10.45%	0.53%pt
	紀陽銀行	12.26%	2.11%pt		熊本銀行	9.66%	-0.07%pt
	百五銀行	12.23%	2.39%pt		十八親和銀行	9.00%	-0.35%pt
	足利銀行	12.17%	2.37%pt		東日本銀行	8.52%	0.40%pt
	山陰合同銀行	12.11%	1.19%pt				

（出所）各行ディスクロージャー誌を基に大和総研作成

前掲図表1の通り、対象行110行のうち75行（約68%）は標準的手法を採用する国内基準行である。これらの銀行は、基本的に内部モデルを用いない国内基準行に該当し⁵、2025年3月31日の適用開始に向けて準備を進めていると考えられる。

以下、早期適用を行った、標準的手法を採用する国内基準行の5行（七十七銀行、長崎銀行、熊本銀行、十八親和銀行、東日本銀行）について、バーゼルⅢ最終化による信用リスク・アセットの算出手法に関する主な見直しの影響について、各行のデータを基に分析する。

3. 標準的手法（信用リスク）の見直しによる影響の試算

（1）試算の前提

バーゼルⅢ最終化では、信用リスクに関する標準的手法において様々な見直しがなされている。本試算では、そのうち以下の項目の見直しによって、先ほどの標準的手法採用行5行において信用リスク・アセットの額がいくら増減したかを試算する。なお、各項目の見直しの詳細は、拙稿「[信用リスク・アセットの算出手法の見直し（確定版）](#)」を参照いただきたい。

- ① 金融機関等向けエクスポージャー（※1）
- ② 事業法人向けエクスポージャー（※2）
- ③ 中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー

⁵ 標準的手法を採用する国内基準行でも、マーケット・リスクの内部モデル方式を採用している銀行や、国際統一基準が適用される、または内部格付手法を採用する銀行持株会社傘下の銀行等は、内部モデルを用いない国内基準行に該当しない。

- ④ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー
- ⑤ 賃貸用不動産向けエクスポージャー
- ⑥ 事業用不動産関連エクスポージャー
- ⑦ 延滞エクスポージャー
- ⑧ 株式等に対するエクスポージャー
- ⑨ 劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー

(※1) 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けエクスポージャーを指す。

(※2) 自己資本比率規制の改正告示第 65 条の「法人等向けエクスポージャー」を指す。

早期適用行において、上記のうち①～⑦に関する見直しは 2023 年 3 月 31 日に適用されており、その見直しによる信用リスク・アセット（＝エクスポージャー額×リスク・ウェイト（RW））の増減額を試算する。一方、⑧⑨については経過措置により、RW が段階的に（⑧の株式等は 5 年間、⑨の劣後債権等は 2 年間かけて）引き上げられるため、これらについては経過措置が終了し、RW の引き上げが完了した時点での信用リスク・アセットの増減額を試算する。

信用リスク・アセットの増減額は、制度の見直しによる直接的な影響を検討するため（また入手可能なデータの制約のため）、2023 年 3 月 31 日時点のエクスポージャー額を前提として、仮に早期適用をしなかった場合（見直し前の制度を適用した場合）の信用リスク・アセットの額と、（早期適用をした）実際の信用リスク・アセットの額を比較することで算出する⁶。

例えば、事業法人向けエクスポージャーは、格付が BBB-～BBB+ の場合の RW が見直しにより 100% から 75% に引き下げられるため、仮に格付が BBB-～BBB+ の事業法人向けエクスポージャー額（2023 年 3 月 31 日時点）が 1 億円だった場合、見直しにより 0.25 億円（＝1 億円×100%－1 億円×75%）だけ信用リスク・アセットの額が減少したと計算される。

ただし、見直し前の制度を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、入手可能なデータの制約のため適切に算出できない場合は、便宜的に一定の前提を置いて算出する⁷。また、本稿での試算は、見直し項目のうち上記①～⑨のみ検討していることと、前述の標準的手法採用行 5 行についてのみ検討した簡易的なものであることに留意いただきたい。

（2）試算結果

（ア）①～⑦の項目の見直しによる影響

（1）の①～⑦の項目についての見直しによって、信用リスク・アセットの額がどれだけ増減したかを試算したのが図表 3 である（詳細は、p.8～「【参考】各項目の信用リスク・アセットの額の変動の試算」の 1. を参照）。程度の違いはあるが、いずれの銀行も全体として信用

⁶ 信用リスク・アセットの増減額を、見直しの前後の各項目の信用リスク・アセットの額の差額として算出する方法も考えられる。しかし、この方法の場合、（制度の見直しによる直接的な影響だけでなく）各行がエクスポージャー額を増減させることによる影響も含まれるため、この方法は採用していない。

⁷ 例えば延滞エクスポージャーについては、データの制約のため、新たに延滞エクスポージャーに該当することとなった部分について、見直しにより RW が上昇したことによる信用リスク・アセットの増減額を算出する。

リスク・アセットの額が増加する。各項目については、いずれの銀行も事業法人向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は減少するものの、賃貸用不動産向けエクスポージャーと延滞エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は増加する。

図表3 見直しによる信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	金融機関等	事業法人	中堅中小企業等及び個人	自己居住用不動産等	賃貸用不動産	事業用不動産	延滞	合計	【参考】 リスク・アセット等の合計額
A銀行	11,775	-98,090	0	-29,658	181,610	-7,676	49,805	107,767	4,186,849
B銀行	170	-2,461	-134	-3,935	6,362	0	534	536	164,884
C銀行	1,051	-21,316	-623	13,672	77,827	5,977	8,617	85,206	1,021,822
D銀行	-25,499	-61,160	-3,383	32,889	97,106	3,229	35,064	78,247	2,723,856
E銀行	14,128	-45,162	-5	-7,033	45,231	-7,397	18,188	17,950	1,304,986

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成。A銀行～E銀行は、早期適用を行った、標準的手法を採用する国内基準行の前掲5行の仮名（以下、同じ）。

図表3を基に、自己資本比率が、見直しがなかった場合に比べてどれだけ変動したかをまとめたのが図表4である。各行とも信用リスク・アセットの額が増加するため、自己資本比率の分母（リスク・アセット等の合計額⁸）が増加し、自己資本比率は低下するが、銀行によって低下幅は0.03%ptから0.88%ptとなり、その程度にはばらつきがある。

図表4 見直しによる自己資本比率の水準の変動の試算（㉗～㉙の単位は百万円）

	㉗リスク・アセット等の合計額	㉘見直しがなかった場合のリスク・アセット等の合計額（※）	㉙自己資本	㉚自己資本比率（㉚/㉗）	㉛見直しがなかった場合の自己資本比率（㉛/㉘）	自己資本比率の変動幅（㉚－㉛）
A銀行	4,186,849	4,079,082	459,096	10.96%	11.25%	-0.29%pt
B銀行	164,884	164,348	17,231	10.45%	10.48%	-0.03%pt
C銀行	1,021,822	936,616	98,742	9.66%	10.54%	-0.88%pt
D銀行	2,723,856	2,645,609	245,413	9.00%	9.28%	-0.28%pt
E銀行	1,304,986	1,287,036	111,313	8.52%	8.65%	-0.13%pt

（※）㉗の額に図表3の信用リスク・アセットの増減額の合計を加えた額。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

（イ）㉘㉙の項目の見直しによる影響

（1）の㉘㉙の項目は、経過措置により2024年3月31日以降、段階的にRWが引き上げられる予定である。これらの項目によって、信用リスク・アセットの額が経過措置終了時点にどれだけ増減するかを試算したのが図表5である（詳細は、p.16～「【参考】各項目の信用リスク・アセットの額の変動の試算」の2.を参照）。程度の違いはあるが、各行とも信用リスク・アセットの額が増加することになる。

⁸ リスク・アセット等の合計額＝信用リスク・アセット＋マーケット・リスク相当額×12.5＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5。

図表 5 見直しによる信用リスク・アセットの増減額（経過措置終了時点）の試算（百万円）

	株式等	劣後債権その他資本性証券	合計	【参考】 リスク・アセット等の合計額
A銀行	271,013	2,292	273,304	4,186,849
B銀行	1,500	497	1,997	164,884
C銀行	3,947	238	4,185	1,021,822
D銀行	56,399	3,026	59,425	2,723,856
E銀行	28,517	857	29,373	1,304,986

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

図表 5 を基に、自己資本比率が、見直しがなかった場合に比べてどれだけ増減するかをまとめたのが図表 6 である。各行とも信用リスク・アセットの額が増加するため自己資本比率は低下するが、銀行によって低下幅は 0.04%pt から 0.67%pt となり、その程度にはばらつきがある。

図表 6 見直しによる自己資本比率の水準の変動の試算（㉑～㉕の単位は百万円）

	㉑リスク・アセット等の合計額	㉒経過措置終了後のリスク・アセット等の合計額（※）	㉓自己資本	㉔自己資本比率（㉑/㉒）	㉕経過措置終了後の自己資本比率（㉑/㉒）	自己資本比率の変動幅（㉔-㉕）
A銀行	4,186,849	4,460,153	459,096	10.96%	10.29%	-0.67%pt
B銀行	164,884	166,881	17,231	10.45%	10.33%	-0.12%pt
C銀行	1,021,822	1,026,007	98,742	9.66%	9.62%	-0.04%pt
D銀行	2,723,856	2,783,281	245,413	9.00%	8.82%	-0.18%pt
E銀行	1,304,986	1,334,359	111,313	8.52%	8.34%	-0.18%pt

（※）㉑の額に図表 5 の信用リスク・アセットの増減額の合計を加えた額。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

（ウ）（ア）と（イ）両方の見直しによる影響

（ア）（イ）の試算により、これら両方の見直しを適用した、経過措置終了後の自己資本比率は、見直しがなかった場合の自己資本比率と比較すると、図表 7 のように低下することとなる。各行とも自己資本比率は低下するが、銀行によって低下幅は 0.16%pt から 0.96%pt となり、その程度にはばらつきがある。

図表 7 見直し（経過措置含む）による自己資本比率の変動幅の試算

	㊦見直しがなかった 場合の自己資本比率 (図表4の㊦)	㊧経過措置終了後 の自己資本比率 (図表6の㊧)	自己資本比率 の変動幅 (㊦-㊧)
A銀行	11.25%	10.29%	-0.96%pt
B銀行	10.48%	10.33%	-0.16%pt
C銀行	10.54%	9.62%	-0.92%pt
D銀行	9.28%	8.82%	-0.46%pt
E銀行	8.65%	8.34%	-0.31%pt

(出所) 各行ディスクロージャー誌（2022 年度）を基に大和総研作成

（3）試算結果の分析

上記の試算結果によると、図表 3 の通り 2023 年 3 月 31 日に適用された見直しにより、いずれの銀行も、事業法人向けエクスポージャーでは信用リスク・アセットが減少する一方、賃貸用不動産向けエクスポージャーや延滞エクスポージャーでは信用リスク・アセットが増加し、全体として信用リスク・アセットの合計額は見直しを適用しなかった場合に比べて増加する。

さらに、2024 年 3 月 31 日以降、株式等エクスポージャーと劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーは段階的に RW が引き上げられ、図表 5 の通り信用リスク・アセットが増加する。

これら両方の見直しを踏まえると、図表 7 の通り、銀行によって 0.16%pt から 0.96%pt、自己資本比率が低下するという結果が得られた。

ただし、どの程度自己資本比率が低下するかは、信用リスク・アセットを増加させる賃貸用不動産向けエクスポージャー、延滞エクスポージャー、株式等エクスポージャー、劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーなどをどの程度保有するか次第である。

多くの標準的手法採用行（国内基準行）は、今回分析の対象とした 5 行のように、最低所要水準である自己資本比率 4%をある程度余裕をもって上回っている。自己資本比率の低下幅が 1%pt 程度であれば、今回の見直しにより直ちに自己資本比率が最低所要水準を下回る銀行が出てくる可能性は低いだろう。

(以上)

【参考】各項目の信用リスク・アセットの増減額の試算

1. 2023年3月31日に見直しが適用される項目

(1) 金融機関等向けエクスポージャー

金融機関等向けエクスポージャーでは、見直し前の制度では「設立国政府」の格付に応じたRWが適用される。そのため、我が国金融機関等向けエクスポージャーのRWは20%（外国金融機関等向けエクスポージャーも、その設立国政府の格付がAA-以上の場合は20%）である。

見直し後は、長期債権の場合、RWは（貸出先の）金融機関自身の格付に応じて20%～150%とされ、無格付の場合、自己資本比率規制等の充足度に応じたRW（30%、40%、75%、150%）が適用されることになった。

図表8 見直し後の金融機関等向けエクスポージャーのRW

格付あり					格付なし
AAA+ ～AA-	A+ ～A-	BBB+ ～BBB-	BB+ ～B-	B-未満	
20%	30%	50%	100%	150%	自己資本比率規制等の 充足度に応じて、 30%、40%、75%、150%

(※) 上記は長期債権の場合のRW（短期債権のRWは割愛）。

(出所) 自己資本比率規制の改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行5行における金融機関等向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額は図表9の通りである。

図表9 金融機関等向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）								エクスポージャー額 （合計）
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	
A銀行	79,909	72,660	8,772	9,186	—	—	—	—	170,528
B銀行	1,226	502	—	400	—	—	—	—	2,128
C銀行	2,342	9,871	—	—	—	—	50	5	12,269
D銀行	1,446,129	83,552	—	1,051	—	—	9,563	233,006	1,773,303
E銀行	28,007	16,414	2,387	2,694	—	2,656	679	7,901	60,742

(出所) 各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

図表9を基に、バーゼルⅢ最終化の見直しによる金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額を試算したものが図表10である。試算では、便宜的に見直し前の金融機関等向けエクスポージャーは全てRWが20%であることを前提とし、簡易的に計算する⁹。この場合、見直しによる信用リスク・アセットの増減額は以下の算式で求められる。

⁹ 見直し前の金融機関等向けエクスポージャーにRWが20%以外のものがあり得ることと、見直し前は保険会社向けエクスポージャーは金融機関等向けエクスポージャーに含まれていなかったことによる影響は、取得可能なデータに制約があるため考慮していない。

$$\text{見直しによる信用リスク・アセットの増減額} = \frac{\text{見直し後の信用リスク・アセットの額} - \text{エクスポージャー額 (合計)}}{\text{見直し前の信用リスク・アセットの額}} \times 20\%$$

図表 10 金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	エクスポージャー額 (合計)	見直し後の信用リスク・アセットの額	見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額 (※)	見直しによる信用リスク・アセットの増減額
A銀行	170,528	45,881	34,106	11,775
B銀行	2,128	596	426	170
C銀行	12,269	3,505	2,454	1,051
D銀行	1,773,303	329,162	354,661	-25,499
E銀行	60,742	26,276	12,148	14,128

(※) エクスポージャー額 (合計) × 20% と計算。

(出所) 各行ディスクロージャー誌 (2022 年度) を基に大和総研作成

(2) 事業法人向けエクスポージャー

事業法人向けエクスポージャーでは、見直しにより図表 11 のように RW が変更される。格付が BBB-~BBB+ の場合の RW が 100% から 75% に引き下げられる。また、無格付の中堅中小企業等向けエクスポージャーの RW が 100% から 85% に引き下げが可能となる。

図表 11 事業法人向けエクスポージャーの RW

	AAA+ ~AA-	A+ ~A-	BBB+ ~BBB-	BB+ ~BB-	BB- 未満	無格付	
						中堅中小企業等	その他
見直し前	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
見直し後	20%	50%	75%	100%	150%	原則 100% だが、 85% も可	100%

(出所) 自己資本比率規制の改正前告示、改正告示を基に大和総研作成 (赤字は改正前告示からの改正部分)

標準的手法採用行 5 行における事業法人向けエクスポージャーの RW ごとのエクスポージャー額は図表 12 の通りである。

図表 12 事業法人向けエクスポージャーの RW ごとのエクスポージャー額（百万円）

	エクスポージャー額 (RW ごと)							エクスポージャー額 (合計)
	20%	50%	75%	85%	100%	150%	その他	
A銀行	571,913	917,019	130,350	436,680	684,096	2,634	25,079	2,767,773
B銀行	0	4,257	300	15,909	8,182	—	375	29,024
C銀行	4,612	27,091	921	140,574	118,807	—	3,857	295,865
D銀行	76,527	290,324	38,716	343,208	398,451	—	12,864	1,160,091
E銀行	42,822	83,369	20,864	266,309	258,274	—	20,769	692,409

(出所) 各行ディスクロージャー誌 (2022 年度) を基に大和総研作成

見直しにより、事業法人向けエクスポージャーの信用リスク・アセットは、RW が 75% のエク

スポージャー額の 25%（100%から 75%への引き下げ幅）分と RW が 85%のエクスポージャー額の 15%（100%から 85%への引き下げ幅）分の合計額だけ減少する。図表 12 を踏まえると、見直しによる信用リスク・アセットの増減額は図表 13 の通りである。

図表 13 事業法人向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）		見直しによる信用 リスク・アセット の増減額（※）
	75%	85%	
A銀行	130,350	436,680	-98,090
B銀行	300	15,909	-2,461
C銀行	921	140,574	-21,316
D銀行	38,716	343,208	-61,160
E銀行	20,864	266,309	-45,162

（※）RW75%のエクスポージャー額×（-25%）+RW85%のエクスポージャー額×（-15%）と計算。
（出所）各行ディスクロージャー誌（2022 年度）を基に大和総研作成

（3）中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー

中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャーでは、見直し前は一定の要件を満たす場合は 75%の RW を適用することができる。一方、見直し後は、一定の要件を満たす場合、原則として 75%の RW が適用できるが、追加の要件¹⁰を満たす場合 45%の RW を適用することができるようになる。

標準的手法採用行 5 行における中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャーの RW ごとのエクスポージャー額は図表 14 の通りである。

図表 14 中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャーの RW ごとのエクスポージャー額（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）				エクスポー ジャー額 （合計）
	45%	75%	100%	その他	
A銀行	—	161,007	2,471	6,873	170,353
B銀行	446	21,316	102	6,021	27,887
C銀行	2,076	95,639	3,114	7,222	108,053
D銀行	11,275	169,128	4,947	11,809	197,161
E銀行	15	115,195	1,204	967	117,382

（出所）各行ディスクロージャー誌を基に大和総研作成

見直しにより、中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャーは、45%の RW が適用されるエクスポージャー額の 30%（75%から 45%への引き下げ幅）分だけ減少する。図表 14 を踏まえると、見直しによる信用リスク・アセットの増減額は図表 15 の通りである。

¹⁰ クレジット・カード与信のうち過去 1 年間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去 1 年間に引出実績のない当座貸越に該当すること。

図表 15 中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）	見直しによる信用 リスク・アセット の増減額（※）
	45%	
A銀行	—	0
B銀行	446	-134
C銀行	2,076	-623
D銀行	11,275	-3,383
E銀行	15	-5

（※）RW45%のエクスポージャー額×（-30%）と計算。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

（４）自己居住用不動産等向けエクスポージャー

自己居住用不動産等向けエクスポージャーでは、見直し前は原則として抵当権付き住宅ローンとして35%のRWが適用されていた。ただし、抵当権により完全に保全されていない場合（即ち下記の、エクスポージャー額を担保物件の額で割ったLTV（Loan to Value）比率が100%超の場合）は、通常、個人向けエクスポージャーとして75%のRWが適用されていたと考えられる。

見直し後は、原則としてLTV比率と、適格性の要件を満たすかに応じて20%～75%のRWが適用される。なお、適格性の要件により原則として抵当権は第一順位であることが求められるが、LTV比率が100%以下であれば第二順位も認められる。ただし、その場合、LTV比率が50%を超えればRWを1.25倍することが求められる。これらを踏まえると、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのRWは図表16のようになる。

図表 16 自己居住用不動産等向けエクスポージャーのRW

適格性の要件を満たす場合							適格性の要件を 満たさない場合
LTV比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超	75%
原則	20%	25%	30%	40%	50%	70%	
抵当権が 第二順位	20%	31.25%	37.5%	50%	62.50%		

（出所）改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行5行における自己居住用不動産等向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額は図表17の通りである。

図表 17 自己居住用不動産等向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）											エクスポージャー額 （合計）
	20%	25%	30%	31.25%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	
A銀行	92,183	47,628	135,954	—	—	89,355	171,677	—	689,720	—	14	1,226,535
B銀行	6,721	3,741	13,508	3	11	8,753	11,158	20	78,112	—	242	122,275
C銀行	14,449	8,752	28,991	—	13	23,962	94,148	—	289,033	43,251	13	502,616
D銀行	28,551	17,525	46,598	11	0	33,139	142,713	15	405,157	96,156	28	769,900
E銀行	39,489	8,290	13,067	2,465	4,373	4,269	3,356	1,218	16,661	343	—	93,538

（出所）各行ディスクロージャー誌を基に大和総研作成

図表 17 を基に、バーゼルⅢ最終化の見直しによる自己居住用不動産等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額を試算したものが図表 18 である。試算では、見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額を下記のように算出し、その額を見直し後の信用リスク・アセットの額から控除している。

- ① LTV 比率が 100% 超の場合（即ち見直し後において RW が 70% の場合）のエクスポージャー額：75% の RW を適用
- ② ① 以外のエクスポージャー額：35% の RW を適用

図表 18 自己居住用不動産等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	見直し後の信用リスク・アセットの額	見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額（※）	見直しによる信用リスク・アセットの増減額
A銀行	675,517	705,175	-29,658
B銀行	70,106	74,041	-3,935
C銀行	305,201	291,529	13,672
D銀行	464,417	431,528	32,889
E銀行	32,370	39,403	-7,033

（※）LTV 比率が 100% 超のエクスポージャー額に 75% の RW を適用し、それ以外のエクスポージャー額に 35% の RW を適用して計算（エクスポージャー額は前掲図表 17 参照）。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022 年度）を基に大和総研作成

（5）賃貸用不動産向けエクスポージャー

賃貸用不動産向けエクスポージャーでは、自己居住用不動産等向けエクスポージャーと同様、見直し前は抵当権付き住宅ローンとして、原則として RW は 35% が適用されていた。ただし、抵当権により完全に保全されていない場合（即ち LTV 比率が 100% 超の場合）は、通常、個人向けエクスポージャーとして 75% の RW が適用されていたと考えられる。

見直し後は、原則として LTV 比率と適格性の要件を満たすかに応じて 30%～150% の RW が適用される。なお、適格性の要件において原則として抵当権は第一順位であることが求められるが、LTV 比率が 100% 以下であれば第二順位も認められる。ただし、その場合、LTV 比率が 50% を超えれば RW を 1.25 倍することが求められる。これらを踏まえると、賃貸用不動産等向けエ

クスポートのRWは図表19のようになる。

図表19 賃貸用不動産向けエクスポージャーのRW

適格性の要件を満たす場合							適格性の要件を満たさない場合
LTV比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超	150%
原則	30%	35%	45%	60%	75%	105%	
抵当権が 第二順位	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%		

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行5行における賃貸用不動産向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額は図表20の通りである。

図表20 賃貸用不動産向けエクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額(百万円)

	エクスポージャー額(RWごと)											エクスポージャー額 (合計)
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	
A銀行	61,779	23,500	1,807	76,378	2,198	51,014	55,696	617	230,384	62,544	—	565,921
B銀行	2,065	982	39	2,122	161	977	3,493	135	16,931	—	1,477	28,387
C銀行	4,151	3,194	—	13,053	—	8,284	11,423	—	111,756	31,843	241	183,949
D銀行	9,513	5,898	—	19,035	72	14,232	14,828	323	122,469	43,004	457	229,837
E銀行	48,122	27,158	145	51,602	788	17,403	18,742	—	63,319	9,959	—	237,241

(出所) 各行ディスクロージャー誌(2022年度)を基に大和総研作成

図表20を基に、バーゼルⅢ最終化の見直しによる賃貸用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額を試算したものが図表21である。試算では、見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額を下記のように算出し、その額を見直し後の信用リスク・アセットの額から控除している。

- ① LTV比率が100%超の場合(即ち見直し後においてRWが105%の場合)のエクスポージャー額:75%のRWを適用
- ② ①以外のエクスポージャー額:35%のRWを適用

図表21 賃貸用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算(百万円)

	見直し後の信用リスク・アセットの額	見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額(※)	見直しによる信用リスク・アセットの増加額
A銀行	471,836	290,226	181,610
B銀行	23,070	16,708	6,362
C銀行	186,912	109,085	77,827
D銀行	226,537	129,431	97,106
E銀行	153,593	108,362	45,231

(※) LTV比率が100%超のエクスポージャー額に75%のRWを適用し、それ以外のエクスポージャー額に35%のRWを適用して計算(エクスポージャー額は前掲図表20参照)。

(出所) 各行ディスクロージャー誌(2022年度)を基に大和総研作成

(6) 事業用不動産関連エクスポージャー

事業用不動産関連エクスポージャーでは、見直し前は不動産取得等事業向けエクスポージャーとして、原則として100%のRWが適用されていた。

見直し後は、原則としてLTV比率と適格性の要件を満たすかに応じて70%~150%のRWが適用される。なお、適格性の要件において原則として抵当権は第一順位であることが求められるが、LTV比率が80%以下であれば第二順位も認められる。ただし、その場合、LTV比率が60%を超えればRWを1.25倍することが求められる。これらを踏まえると、事業用不動産関連エクスポージャーのRWは図表22のようになる。

図表22 事業用不動産関連エクスポージャーのRW

適格性の要件を満たす場合				適格性の要件を満たさない場合
LTV比率	60%以下	60%超 80%以下	80%超	150%
原則	70%	90%	110%	
抵当権が 第二順位	70%	112.5%		

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行5行における事業用不動産関連エクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額は図表23の通りである。

図表23 事業用不動産関連エクスポージャーのRWごとのエクスポージャー額（百万円）

	エクスポージャー額（RWごと）						エクスポージャー額 （合計）
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	
A銀行	52,406	23,737	59,408	1,060	8,685	—	145,296
B銀行	—	—	—	—	—	—	0
C銀行	2,210	2,624	34,547	493	13,312	3,226	56,415
D銀行	5,644	5,108	48,778	7,953	15,115	7,996	90,596
E銀行	67,226	46,761	81,692	1,578	18,159	—	215,418

(出所) 各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

図表23を基に、バーゼルⅢ最終化の見直しによる事業用不動産関連エクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額を試算したものが図表24である。試算では、見直し前の信用リスク・アセットの額をエクスポージャー額（合計）に100%のRWを適用して下記のように算出し、その額を見直し後の信用リスク・アセットの額から控除している。

図表 24 事業用不動産関連エクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	見直し後の信用リスク・アセットの額	見直しがなかった場合の信用リスク・アセットの額（※）	見直しによる信用リスク・アセットの増減額
A銀行	137,620	145,296	-7,676
B銀行	0	0	0
C銀行	62,392	56,415	5,977
D銀行	93,825	90,596	3,229
E銀行	208,021	215,418	-7,397

（※）エクスポージャー額（合計）に100%のRWを適用して計算（エクスポージャー額は図表23参照）。
（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

（7）延滞エクスポージャー

延滞エクスポージャーでは、RWの決定方法は見直しの前後で変更はない¹¹が、見直しにより該当するものの範囲が拡大されている。具体的には、延滞エクスポージャーに該当するものは、見直し前は、元金又は利息の支払いが3カ月以上延滞しているエクスポージャーであったが、見直し後は、金融機能再生法における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」（3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）等に拡大されている。

そこで、延滞エクスポージャーについては、バーゼルⅢ最終化の見直しによる信用リスク・アセットの増減額は、新たに延滞エクスポージャーに該当することとなった部分の信用リスク・アセットの額について、見直しによるRWの上昇分として算出する。例えば、新たに延滞エクスポージャーに該当することとなった部分の信用リスク・アセットの額が130億円のときに、その信用リスク・アセットの見直し後のRWが130%、見直し前のRWが80%であれば、信用リスク・アセットの増減額は、130億円× $\left(\frac{130\%-80\%}{130\%}\right)$ ＝50億円となる。

ただし、データの制約のため、便宜的に、新たに延滞エクスポージャーに該当することとなった部分の信用リスク・アセットの額は、2023年3月31日時点の信用リスク・アセットの額から、2022年3月31日時点の信用リスク・アセットの額を控除して算出する。また、見直し前のRWは2023年3月31日時点の事業法人向けエクスポージャーのRWを適用する。

上記の算出方法では、延滞エクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算結果は図表25の通りである。

¹¹ 見直しの前後いずれも、個別貸倒引当金等の額が、延滞エクスポージャーの額と部分直接償却の額の合計額に占める割合に応じて50%、100%、150%のRWが適用される。

図表 25 延滞エクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	見直し後の信用 リスク・アセッ トの額 (㉗)	見直し前の信用 リスク・アセッ トの額 (㉘) (※1)	新たに延滞エクスポ ージャーに該当すること となった部分の信用リ スク・アセットの額 (㉙) (※2)	見直し後の RW (㉚)	見直し前の RW (㉛) (※3)	信用リスク・ア セットの増減額 (㉜) (※4)
A銀行	98,403	2,350	96,053	135%	65%	49,805
B銀行	1,310	43	1,267	144%	83%	534
C銀行	24,641	900	23,741	135%	86%	8,617
D銀行	76,913	2,075	74,838	143%	76%	35,064
E銀行	46,447	1,627	44,820	138%	82%	18,188

(※1) 便宜的に、㉘は 2022 年 3 月 31 日時点の信用リスク・アセットの額とする。

(※2) $㉙ = ㉗ - ㉘$

(※3) 便宜的に、㉛は 2023 年 3 月 31 日時点の事業法人向けエクスポージャーの RW とする。

(※4) $㉜ = ㉗ \times ((㉚ - ㉛) / ㉚)$

(出所) 各行ディスクロージャー誌（2022 年度）を基に大和総研作成

2. 経過措置により、2024 年 3 月 31 日以降に RW が引き上げられる項目

(1) 株式等に対するエクスポージャー

株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーでは、見直し前は、通常、出資等のエクスポージャーに該当し、100%の RW が適用されていた。

見直し後は、原則として 250%の RW が適用され、投機的な非上場株式に対する投資に該当する場合 400%の RW が適用される。ただし、経過措置により RW は図表 26 のように段階的に引き上げられ、2023 年 3 月 31 日時点はいずれも（見直し前と同じ）100%の RW が適用される。

図表 26 早期適用行における株式等に対するエクスポージャーの RW（経過措置）

	2023/3/31～ 2024/3/30	2024/3/31～ 2025/3/30	2025/3/31～ 2026/3/30	2026/3/31～ 2027/3/30	2027/3/31～ 2028/3/30	2028/3/31～
RW (※)	100% (100%)	130% (160%)	160% (220%)	190% (280%)	220% (340%)	250% (400%)

(※) カッコ内の数値は、投機的な非上場株式に対する投資の RW。

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行 5 行のディスクロージャー誌によると、各行の株式等に対するエクスポージャーは、全て原則的な RW（250%）が適用されるものであり、投機的な非上場株式に該当するものはなかった。これを踏まえ、経過措置終了後の信用リスク・アセットの増減額を、2023 年 3 月 31 日時点の信用リスク・アセットの額の 150%（=250%－100%）として試算したのが図表 27 である。

図表 27 株式等に対するエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	信用リスク・アセットの額 (2023年3月期)	経過措置終了後の信用リスク・アセットの増減額（※）
A銀行	180,675	271,013
B銀行	1,000	1,500
C銀行	2,631	3,947
D銀行	37,599	56,399
E銀行	19,011	28,517

（※）信用リスク・アセットの額×150%と計算。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成

（2）劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー

劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーでは、見直し後は、150%のRWが適用されるが、経過措置により、原則としてRWは図表28のように段階的に引き上げられ、2023年3月31日時点はいずれも100%のRWが適用される。

図表 28 早期適用行における劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーのRW（経過措置）

	2023/3/31～2024/3/30	2024/3/31～2025/3/30	2025/3/31～
RW（※）	100%	125%	150%

（※）一定の規定により150%のRWが適用される場合は経過措置が適用されず、2023年3月31日から150%のRWが適用される。

（出所）改正告示を基に大和総研作成

標準的手法採用行5行のディスクロージャー誌によると、各行の劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーは、全て経過措置が適用されるものだった。これを踏まえ、経過措置終了後の信用リスク・アセットの増減額を、2023年3月31日時点の信用リスク・アセットの額の50%（=150%－100%）として試算したのが図表29である。

図表 29 劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーの信用リスク・アセットの増減額の試算（百万円）

	信用リスク・アセットの額 (2023年3月期)	経過措置終了後の信用リスク・アセットの増減額（※）
A銀行	4,583	2,292
B銀行	993	497
C銀行	476	238
D銀行	6,052	3,026
E銀行	1,713	857

（※）信用リスク・アセットの額×50%と計算。

（出所）各行ディスクロージャー誌（2022年度）を基に大和総研作成